

特定非営利活動法人 幼年教育・子育て支援推進機構

定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 幼年教育・子育て支援推進機構 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都中央区 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、全国の育児家庭及び高齢者・障がい児・者家庭等に対して、子育て支援事業及び高齢者・障がい児・者支援事業に関する活動を行うことにより、社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (3) 社会教育の推進を図る活動。
- (4) 環境の保全を図る活動。
- (5) 地域安全活動。
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- イ. 乳幼児期における教育、並びに子育て支援及び障がい児・者支援、高齢者支援等に関わる知識や情報等を構築し、全国の子育て家庭や施設等の不特定多数の方方に対して、当法人が運営するインターネットホームページ及び発行する情報誌等において提供する。
- ロ. 子どもたちが係わる、高齢者並びに障がい児・者との幅広い交流活動を支援し、そのために必要な「交流の場」と「必要アイテム（教材・用具等）」を提供する。
- ハ. 次代を担う子どもたちが置かれている現状（環境問題、こころと身体の問題等）を当事者又は現場の方々と共に探求し、広く公開して、改善するための活動等を支援又は実践する。
- ニ. 子どもの健全な育成のために、地方自治体等が実施する施策等に対応した子育て支援事業との連携、関連する各種文化活動団体及びサークルとの提携・支援活動を行い、併せて子どもたちが主体となって行う、地域文化の継承と発掘に関する活動を推進する。
- ホ. 健やかな子どもたちを育てるために必要な「知識」と「体験」等に関するカリキュラムを、子育ての現場を支える指導者などに提供する。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、全会員を特定非営利活動促進法（以下「法」と言う）上の社員とする。

- (1) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (4) 募金会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (5) ボランティア会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 各会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 各会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 第6条第1項第1号から第3号までの各会員は、総会において定めた入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 第6条第1項第1号から第3号までの各会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

2. 第6条第1項第4号から第5号までの各会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 第6条第1項第1号から第5号までの会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 第6条第1項第1号から第5号までの会員が、次の各項のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上、18人以下

(2) 監事 1人以上、3人以下

2. 理事のうち、1人を理事長、2人を常務理事とする。

3. 理事のうち、必要に応じて専務理事1人を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が、1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故が生じたとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事の取りまとめを行うと共に、円滑な業務の遂行に努めることとする。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 適当でない理事の業務執行状況又は、この法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、基本的に後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各項のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

（事務局職員等）

第20条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置し、事務局長及び必要な職員を置く。

2. 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び、臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第22条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- （1） 定款の変更
- （2） 解散
- （3） 合併
- （4） 事業計画及び収支予算並びにその変更
- （5） 事業報告及び収支決算
- （6） 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- （7） 入会金及び会費の額
- （8） 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。
- （9） 事務局の組織及び運営
- （10） その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに、通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出するものとする。

(総会の定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定する者のほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員はその議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び、出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び、議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日

以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〈理事会の議長〉

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、予め通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由の為理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

（理事会の議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1） 日時及び場所
- （2） 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- （3） 審議事項
- （4） 議事の経過の概要及び、議決の結果
- （5） 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以上が記名押

印又は署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1） 設立当初の財産目録に記載された資産
- （2） 入会金及び会費
- （3） 寄付金品
- （4） 財産から生じる収入
- （5） 事業に伴う収入
- （6） その他の収入

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の承認を得たのち、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人木下財団に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを決める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年6月30日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成14年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 特別会員 年会費一口 10万円 (月会費 10千円) 入会金0円
 - (2) 賛助会員 年会費一口 5万円 (月会費 5千円) 入会金0円
 - (3) 個人会員 年会費一口 3千円 (月会費 300円) 入会金0円
 - (4) 募金会員 年会費一口 0円 (月会費 0円) 入会金0円
 - (5) ボランティア会員 年会費一口 0円 (月会費 0円) 入会金0円

役 員 名 簿

【別表】 特定非営利活動法人 キッズエクスプレス21 実行委員会

(役 職 名)	(氏 名)	(備 考)
理 事 長	タケイ ジュン 竹 井 純	日本幼年教育研究会 理事長 社会福祉法人木下財団 評議員 株式会社メイト 代表取締役
常務理事	イイダ ヨウ 飯 田 洋	社会福祉法人木下財団 参事 株式会社コウ建築設計事務所 代表取締役
常務理事	ヨシダ ヒロアキ 吉 田 弘 昭	株式会社メイト 常務取締役
理 事	イイノ マキ 飯 野 真 樹	医療法人社団健歯会 事務局長 (有)イイノデンタルサービス 取締役
理 事	イザワ トモコ 井 澤 倫 子	こども国連環境会議実行委員会 委員長
理 事	オオクボ マサヒコ 大久保 政彦	社会福祉法人木下財団 評議員 有限会社大久保化学工業 代表取締役
理 事	オカ ノブコ 岡 信 子	社団法人日本児童文芸家協会 理事長
理 事	ヤマザキ マサミ 山 崎 政 美	株式会社未来 専務取締役
理 事	キッタ アキオ 橘 田 章 夫	株式会社メイト 取締役経営企画室長
理 事	ショウジ タダオ 莊 司 忠 男	株式会社サヴァン 代表取締役
理 事	タカハシ ショウジ 高 橋 昭 司	株式会社テム 代表取締役
理 事	タケイ リョウ 竹 井 亮	株式会社メイト 第一営業部次長
理 事	ナミカワ エイタ 濤 川 栄 太	新・松下村塾 塾長
監 事	タヒラ フミオ 田 平 文 男	